

## 平成 28 年度 第 4 回京都府立医科大学学長選考会議 議事録（要旨）

- 日 時 平成 28 年 10 月 17 日（月） 14：55～17：10
- 場 所 大学本部棟 2 階 特別会議室
- 出席者 選考会議委員：金田議長、平林委員、中井委員、吉村委員、北脇委員、池谷委員  
事 務 局：坂本事務局長、福井総務課長、中川副課長、藤田副主査

### 1 開 会

### 2 議 題

#### （1）第 3 回学長選考会議 議事録（要旨）について

##### （決定事項）

案のとおり、議事録（要旨）を確定。

#### （2）学長の選考方法について

第 3 回学長選考会議で教員の推薦資格者を講師以上に決定したが、事務・技術職員の範囲は、どこまでとするのがバランスがよいかについて議論された。

##### （主な意見）

- ・課長級以上の事務技術・医療技術職員は 29 人である。教員を含まず 10 名の事務・技術系職員だけで推薦が可能となるのはどうか。
- ・事務・技術系職員だけで推薦することは、現実として非常に可能性は低いと思う。

##### （決定事項）

- ・事務技術及び医療技術職員に係る推薦資格者は課長級以上とする。

#### （3）学長の任期について

##### （主な意見）

- ・一般論として、任期を見直して延長する場合のメリットは、長期展望に立った大学運営が可能になり、中長期に渡るガバナンスで安定した経営が行えること。また、強いガバナンスで北部医療を含め安定した人材確保が継続できる。
- 一方、任期を延長した場合のデメリットとして、専横や独裁に陥る可能性がある。任期が長くなりすぎると将来的に無用な軋轢を生む可能性もある。
- ・長くても短くてもメリットとデメリットはある。永続的な発展にはメリット・デメリット両方の視点を持って適時に適材を登用していくことが大事であるとする。

- ・任期については、「再任を妨げない」だけでなく、現実的にはどこかで制限を付けるのが適切ではないかと考えるが、3年延びるだけでは、これから始めようとしている大型プロジェクトなどは事業が継承されない危険性があり、中期計画についても、3年後の学長が自分の立案を6年間実行できないことになってしまう。学長ガバナンスをさらに強化し事業を発展させるためには、現任者適用で、任期は3年、再任は3回まで可として、中期計画の6年2期に相当する計12年を超えない範囲とするのがよいと考える。今後は学長の業績評価を実施する予定であり、3年ごとに学長選考で適任かどうかの審判も行われる。
- ・学長任期(3年)の再任回数の延長については、賛成する。ただし、2期まで再任可(通算3期、最長9年)とするべきである。学長ガバナンスの強化は重要な課題であり、最長3期9年とすることにより、中期計画・事業の実行に十分な時間を保障し安定化を図るとともに、一方で変化の激しい時代にあって清新かつ有能な人材を輩出しやすくするため、無期限ではなく期間を区切る必要があると考える。9年という期間は、他大学と比較しても遜色がない十分な期間である。12年が必要であるならば、再度議論すればよい。
- ・制度改正は、個人を前提としたものではなく、大学の発展のためにどうすべきかという観点から議論すべきである。
- ・安定したガバナンスを更に発展させたいという意見は尊重すべきだが、再任の延長は必要最低限であるべきである。

#### (決定事項)

##### 採決の結果

- ・任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、連続12年は超えないこととする。
- ・任期の規定は現任者にも適用する。

#### (5) 学長の業績評価について

##### (主な意見)

- ・任期を延ばすのと表裏一体なので、厳しく規定してはどうか。
- ・任期を延長する以上、学長選考会議で毎年きちんと評価すべきである。
- ・評価委員会で行っている評価と同様の評価を行うのは膨大なエネルギーが必要なので、監査結果などを評価の参考とするのがよいのではないか。
- ・毎年実施するために、1年目、2年目、3年目で評価する時期を工夫してはどうか。

#### (決定事項)

- ・評価は毎年実施する。
- ・業績評価の項目は、所信表明または「求められる学長像」の達成状況とその他学長選考会議が必要と認めた事項とする。必要と認めた事項とは、年度計画の評価結果及び

監事による監査結果とする。

- ・評価方法は、書面による項目評価に加え、学長に対するヒアリングを実施する。
- ・評価の公表については、公表の方法を今後議論する。

## (6) 学長の解任について

(主な意見)

- ・解任審査請求は安易でないほうがよいのではないか。
- ・解任請求が出されるということは、非常に重大なことである。発議のハードルは低い方がよいと考える。
- ・議決要件は、全員一致が望ましいが、学長の選考決定を過半数としていることから同様にしてはどうか。
- ・学長選考会議が理事長への解任申出を決定したのち、理事長は理事会で「審議」し、決定すると案について、関係法令に照らし合わせながら齟齬がないように文言を練ってほしい。
- ・解任請求について、一定期間は同じような理由で請求できないことにするのがよいのではないか。
- ・短期間に状況が変化することもあり得るので、一事不再理とは言えないと考える。
- ・業績評価及び解任に係る規定は新年度より適用することでよいのではないか。
- ・任期延長のための規定改正と解任規程の新設は同時にしたほうが、説得力がある。

(決定事項)

- ・解任要件は、案のとおりとする。
  - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反があるとき。
  - (3) 学長の職務の遂行が適当でないため、大学の業務の実績が悪化した場合であつて、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でない認められるとき。
  - (4) その他学長たるに適しないと認められるとき。
- ・解任審査請求については次のとおりとする。
  - (1) 学長選考会議委員は1人でも発議可
  - (2) 経営審議会または教育研究評議会構成員の1/3以上からの請求
  - (3) 教授、次長級以上の事務技術・医療技術職員の1/3以上からの請求
- ・意見聴取は、案のとおりとする。
  - (1) 請求のあつた経営審議会又は教育研究評議会への意見聴取
  - (2) 学長選考会議による学長の面接（弁明の機会を付与）
  - (3) 教職員（教授、次長級以上の職員）による意向調査を実施できるものとする。
- ・解任申出の決定は、学長選考会議出席委員の過半数とする。

以上